

第13章 国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見と都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第二十三条に基づく環境大臣の意見を勘案して述べられた同法第二十四条に基づく環境保全の見地からの国土交通大臣及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応を表 13-1 に示します。(上記各条は同法四十条第二項の規定により読み替えて適用されます)

表 13-1(1) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画決定権者意見と
それに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通大臣及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
総論	(1) 本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。このため、社会環境、生活環境及び自然環境の状況について、現段階では予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化を考慮した上で、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、調査、予測及び評価を再実施すること。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。	事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、社会環境、生活環境及び自然環境の状況について、現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合には、その変化を考慮し、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、その結果を踏まえ、調査、予測及び評価を再実施します。 また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。 上記について「第 11 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P11-1)に記載しました。
	(2) 今後の詳細な設計等に伴い具体化する環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、具体化においては、専門家等の意見や検討に当たっての主要な論点、対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。	「第 11 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P11-1)に示すとおり、詳細な設計に伴い具体化する環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。 また、環境保全措置の具体化におきましては、専門家等の意見や検討に当たっての主要な論点、対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保します。 上記について「第 11 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P11-1)に記載しました。
	(3) 本事業は、住居等が存在する地域及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、上記(1)及び(2)を踏まえた本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。	工事の実施に当たっては、工事説明会等の場を活用し、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。 上記について「第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容(事業特性)」(P3-24)に記載しました。

表 13-1(2) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画決定権者意見と
それに対する都市計画決定権者の対応

環境 要素	国土交通大臣及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
大気質 及び騒音	対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「工事用車両」という。）の運行に係る粉じん等の降下量並びに建設機械の稼働に係る騒音の予測値が一部の地点で基準値を超過し、環境保全措置の実施を前提とすることで基準値以下となると予測されている。 このため、工事用車両のタイヤ洗浄、低騒音型建設機械の採用、仮囲い及び防音シートの設置等の対策を実施することで、工事用車両の運行による大気質への影響及び建設機械の稼働による騒音を回避又は極力低減すること。また、本事業によるこれらの影響が十分に低減できていないと判断された場合には、必要な環境保全措置を講ずること。	工事の実施に当たっては、「第 10 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の結果」（P10. 1-78, P10. 2-52）に示すとおり、工事用車両のタイヤ洗浄、低騒音型建設機械の採用、仮囲い等の遮音対策を実施することで、工事用車両の運行による大気質への影響及び建設機械の稼働による騒音を回避又は極力低減することに努めます。 また、工事用車両の運行による大気質や建設機械の稼働による騒音への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら、適切な措置を講じます。 上記について「第 11 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」（P11-1）に記載しました。

表 13-1 (3) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画決定権者意見と
それに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通大臣及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
廃棄物等	ア 工事に伴い発生する廃棄物は、できる限り再生利用を図るとともに、工事着手までに、廃棄物の種類及び発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、適正に処理すること。	工事に伴い発生する廃棄物については、「第 10 章 10.15 廃棄物等」(P10. 15-5, 6)に示すとおり、できる限り再生利用を図るとともに、「第 10 章 10.15 廃棄物等」(P10. 15-3, 4)に示すとおり、適正に処理します。 また、工事に伴い発生する廃棄物については、「第 10 章 10.15 廃棄物等」(P10. 15-5)に示すとおり、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を工事着手までに決定するよう努めます。
	イ 工事に伴う建設発生土は約 186 万 m³ と予測されており、そのうち約 146 万 m³ を対象事業実施区域外へ搬出することとされている。このため、対象事業実施区域内での利用及び工事間利用を推進し、建設発生土の発生量及び最終処分量の抑制に努めること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避して設置場所を選定すること。併せて、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。さらに、建設発生土の対象事業実施区域外への搬出に当たっては、建設発生土の利用・処分の流れを適切に把握・管理し、不適正処分等を防止すること。	工事に伴う建設発生土につきましては、対象事業実施区域内での利用及び工事間利用を推進し、建設発生土の発生量及び最終処分量の抑制に努めます。 また、建設発生土等の仮置場については、関係法令を遵守して適切に対応するとともに、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避して設置場所を選定し、工事着手前に関係機関や周辺住民への情報提供を行います。併せて、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土等の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。 上記について「第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）」(P3-22)に記載しました。 さらに、建設発生土の対象事業実施区域外への搬出に当たっては、「第 10 章 10.15 廃棄物等」(P10. 15-3)に示すとおり、事業者において利用・処分の流れを把握・管理し、適正な利用・処分を確認します。

表 13-1(4) 評価書についての国土交通大臣及び都市計画決定権者意見と
それに対する都市計画決定権者の対応

環境 要素	国土交通大臣及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
温室効果 ガス等	2030 年度 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、関連する施策の進捗状況を注視し、事業計画に適切に反映させていくことが重要である。 地球温暖化対策計画に基づく 2030 年度目標の達成に向けては、省エネ性能の高い機器の活用等による工事中の温室効果ガスの排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再エネの導入等を進めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討するなど、温室効果ガスの排出削減に向けた取組に努めること。 また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和 3 年 10 月閣議決定)等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映すること。 加えて、都市計画決定権者である千葉県においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配意すること。	省エネ性能の高い機器の活用等による工事中の温室効果ガスの排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再エネの導入等を進めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討する等、温室効果ガスの排出削減に向けた取組に努めます。 また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和 3 年 10 月閣議決定)等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映します。 さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配意します。 上記について、「第 3 章都市計画対象道路事業の目的及び内容(事業特性)」(P3-23)に記載しました。